

化学物質による健康障害防止指針 (がん原性指針) を改正しました

～対象物質の追加と適用範囲の改正～

厚生労働大臣は、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき、がんを起こすおそれのある化学物質について、労働者の健康障害を防止するための指針（以下「指針」という。）を公表しています。このたび、令和2年2月7日付で指針を改正しました。（健康障害を防止するための指針公示第27号）

対象物質の追加

国が実施したがん原性試験の結果、新たに発がんのおそれがある化学物質と評価されたことから、次の2物質を指針の**対象物質に追加**しました。

- **アクリル酸メチル**
- **アクロレイン**

（※これらの物質の有害性等については、2ページを参照してください。）

適用範囲の改正

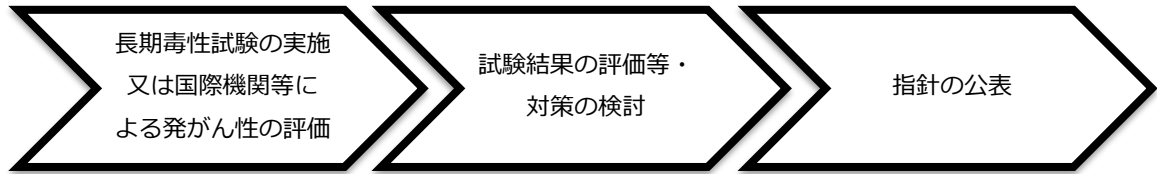
○ **メタクリル酸2,3-エポキシプロピル** について、測定分析手法を確立したため、**作業環境測定を事業者が講ずべき措置に追加**しました。併せて、使用すべき保護具もお示ししています。

（※作業環境測定の方法等については、8～9ページを参照してください。）

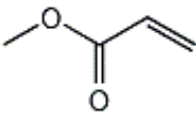
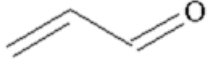
<指針の対象物質>

2～3ページの表にある40物質およびこれらを重量の1%を超えて含有する物（以下「対象物質等」という。）が指針の対象です。これらの物質は、長期毒性試験の結果、ほ乳動物にがんを生じさせることが判明したものの、または国際機関などで発がんのおそれがあるとされているものです。労働者がこれらの物質に長期間ばく露した場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、指針の対象としています。

指針公表までの流れ



新たに追加した物質の有害性・性状・用途

主な有害性 〔発がん性、その他の有害性（GHS区分1のもの）〕	性状	用途の例と構造式
メチルアクリレート ばく露限界： ACGIH：TWA 2 ppm Skin;SEN 日本産業衛生学会：2 ppm その他： 皮膚腐食性及び刺激性、眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性、皮膚感作性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）（全身毒性）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）（上気道）等	無色の液体 融点：-76.5℃ 沸点：80.7℃ 蒸気圧： 100mmHg (28℃)	CAS No. 96-33-3 アクリル繊維樹脂副原料、成形樹脂共重合用、アクリル樹脂原料等 
アクリロレイン ばく露限界： ACGIH：TWA-STEL C 0.1 ppm Skin その他： 急性毒性（吸入）、皮膚腐食性及び刺激性、眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）（呼吸器、中枢神経系、肝臓）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）（呼吸器）等	無色～黄色の液体 融点：-88℃ 沸点：53℃ 蒸気圧： 274mmHg (25℃)	CAS No. 107-02-8 アクリル酸、グルタルアルデヒド、アリルアルコール等の中間原料 

指針の対象物質

	物質名	CAS No.	ラベル表示・SDS交付 ^{※1}
1	メチルアクリレート	96-33-3	6
2	アクリロレイン	107-02-8	8
3	2-アミノ-4-クロロフェノール	95-85-2	努力義務
4	アントラセン	120-12-7	努力義務
5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5	90
6	エチルベンゼン	100-41-4	70
7	塩化アリル	107-05-1	95
8	オルト-フェニレンジアミン及びその塩	95-54-5ほか	472 ^{※2}
9	キノリン及びその塩	91-22-5ほか	努力義務
10	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	88-73-3	努力義務
11	クロロホルム	67-66-3	160

：指針に追加した物質

(次ページにつづく) ²

指針の対象物質（つづき）

	物質名	CAS No.	ラベル表示 ・SDS交付※1
12	酢酸ビニル	108-05-4	180
13	四塩化炭素	56-23-5	226
14	1, 4 - ジオキサン	123-91-1	227
15	1, 2 - ジクロロエタン	107-06-2	240※3
16	1, 4 - ジクロロ - 2 - ニトロベンゼン	89-61-2	努力義務
17	2, 4 - ジクロロ - 1 - ニトロベンゼン	611-06-3	努力義務
18	1, 2 - ジクロロプロパン	78-87-5	254
19	ジクロロメタン	75-09-2	257
20	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	284
21	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	62-73-7	291
22	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	299
23	スチレン	100-42-5	323
24	4 - ターシャリ - ブチルカテコール	98-29-3	努力義務
25	多層カーボンナノチューブ (がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)	-	努力義務
26	1, 1, 2, 2 - テトラクロロエタン	79-34-5	357
27	テトラクロロエチレン	127-18-4	359
28	1, 1, 1 - トリクロロエタン	71-55-6	383
29	トリクロロエチレン	79-01-6	384
30	ノルマル - ブチル - 2, 3 - エポキシプロピル エーテル	2426-08-6	435
31	パラ - ジクロロベンゼン	106-46-7	441
32	パラ - ニトロアニソール	100-17-4	努力義務
33	パラ - ニトロクロロベンゼン	100-00-5	445
34	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン - 水和物	302-01-2、7803-57-8他	459・460※4
35	ビフェニル	92-52-4	465
36	2 - ブテナール	123-73-9、4170-30-3及び 15798-64-8	488
37	1 - ブロモ - 3 - クロロプロパン	109-70-6	努力義務
38	1 - ブロモブタン	109-65-9	努力義務
39	メタクリル酸 2, 3 - エポキシプロピル	106-91-2	努力義務
40	メチルイソブチルケトン	108-10-1	569

※1 労働安全衛生法に基づくラベル表示（第57条）・SDS交付（第57条の2）の義務物質については、労働安全衛生法施行令別表第9の番号を記載

※2 他の異性体も含む「フェニレンジアミン」として（フェニレンジアミンの塩は努力義務）

※3 他の異性体も含む「ジクロロエタン」として

※4 459番「ヒドラジン」・460番「ヒドラジン - 水和物」（ヒドラジンの塩は努力義務）

指針に定める措置の内容

労働者に対象物質等を製造させる、または、取り扱わせる事業者は、次の措置を講じる必要があります。

- 1 対象物質へのばく露を低減させるための措置
- 2 作業環境測定
- 3 労働衛生教育
- 4 労働者の把握
- 5 危険有害性等の表示、譲渡提供時の文書交付

1 対象物質へのばく露を低減させるための措置

対象物質等を製造・取り扱う業務については、次の措置を講じてください。

- 1 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様を考え、必要に応じ、危険性や有害性を調査し、作業環境管理、作業管理を行ってください。
 - ✓ 作業環境管理
 - ① 使用条件などの変更 ② 作業工程の改善 ③ 設備の密閉化
 - ④ 局所排気装置などの設置
 - ✓ 作業管理
 - ① 作業を指揮する者の選任
 - ② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢、作業方法の選択
 - ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋など保護具の使用
 - ④ 対象物質にばく露される時間の短縮
- 2 上記1により、ばく露を低減するための装置を設置した場合、次のような管理を行ってください。
 - ✓ 局所排気装置などは、作業が行われている間、適正に稼働させること
 - ✓ 局所排気装置などは、定期的に保守点検を行うこと
 - ✓ 対象物質を作業場外へ排出する場合は、その物質を含有する排気、排液による事業場の汚染を防止すること
- 3 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常に有効に機能するようにするとともに、清潔にしてください。
また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気を取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、有害な空気を吸入しないようにしてください。
- 4 次の基準を定め、それに基づき作業をさせてください。
 - ✓ 設備、装置などの操作、調整と点検
 - ✓ 異常な事態が発生した場合の応急措置
 - ✓ 保護具の使用

2 作業環境測定

対象物質等を製造・取り扱う業務については、次の措置を講じてください。

- 1 屋内作業場では、空気中の対象物質の濃度を定期的に測定してください。測定は6ヶ月以内ごとに1回実施するよう努めてください。なお、測定は、作業環境測定士が実施することが望ましいです。
- 2 作業環境測定（**アクロレイン**、2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラセン、キノリン及びその塩、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、1-ブロモブタンの作業環境測定を除く。）を行ったときは、測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行ってください。また、点検結果に基づき、必要に応じて使用条件などの変更、作業工程や作業方法の改善など作業環境改善のための措置を講じるとともに、呼吸用保護具の着用など労働者の健康障害を予防するために必要な措置を講じてください。
- 3 作業環境測定の結果の記録、評価の記録は、30年間保存するよう努めてください。
 - ▶ 対象物質等のうち、有機溶剤中毒予防規則又は特定化学物質障害予防規則が適用されるものは、**各規則の規定が優先されます**（※各規則に基づく測定は作業環境測定士が実施する必要があります）。ただし、作業環境測定の結果及びその評価の記録の保存は、各規則で3年間のものについて、本指針では**30年間の保存を求めています**。（指針と有機則、特化則の適用関係は12ページ参照）

※アクロレインは作業環境測定の方法が未開発のため、今回の指針改定では作業環境測定を措置の対象範囲から除外しています。

使用すべき保護具一覧

物質名	保護具の種類	奨励されるもの	規格
アクリル酸メチル	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等（EVOH（エチレンービニルアルコール共重合体）製、ポリビニルアルコール製）	JIS T 8116
	眼・顔面の保護	スペクタクル型・ゴグル形の保護めがね 又は顔面保護具（防災面） ※蒸気からの保護が必要な場合、適切な除毒能力を有する全面形面体の呼吸用保護具が必要	JIS T 8147
アクロレイン	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等（ブチルゴム製、EVOH（エチレンービニルアルコール共重合体）製）	JIS T 8115、JIS T 8116
眼・顔面の保護	適切な除毒能力を有する全面形面体の呼吸用保護具が必要		
2-アミノ-4-クロロフェノール	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		防じん機能付き防毒マスク ろ過材の等級：L3,S3,L2,S2 吸収缶：有機ガス用	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面（化学物質飛来防護用）を併用してもよい。	JIS T 8147	

使用すべき保護具一覧 (つづき)

物質名	保護具の種類	奨励されるもの	規格
塩化アリル	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等 (EVOH (エチレン-ビニルアルコール共重合体) 製、ポリビニルアルコール製)	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面 (化学物質飛来防護用) を併用してもよい。	JIS T 8147	
オルトフェニレンジアミン及びその塩	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		防じん機能付き防毒マスク ろ過材の等級：L3,S3,L2,S2 吸収缶：有機ガス用	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等 (ブチルゴム製、ネオプレンゴム製)	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面 (化学物質飛来防護用) を併用してもよい。	JIS T 8147	
1-クロロ-2-ニトロベンゼン	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		防じん機能付き防毒マスク ろ過材の等級：L3,S3,L2,S2 吸収缶：有機ガス用	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等 (EVOH (エチレン-ビニルアルコール共重合体) 製、フッ素ゴム製)	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面 (化学物質飛来防護用) を併用してもよい。	JIS T 8147	
2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		防じん機能付き防毒マスク ろ過材の等級：L3,S3,L2,S2 吸収缶：有機ガス用	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等 (EVOH (エチレン-ビニルアルコール共重合体) 製、フッ素ゴム製)	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面 (化学物質飛来防護用) を併用してもよい。	JIS T 8147	
N, N-ジメチルアセトアミド	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	蒸気による経皮吸収が大きいことから、これによる健康障害を防止するため、保護衣、保護手袋等を確実に使用すること。	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
眼・顔面の保護	ゴグル形の保護めがね	JIS T 8147	
4-ターシャリーブチルカテコール	呼吸用保護具	取替え式防じんマスク (ろ過材の等級：RS3、RL3) ※現場で使用温度が高く、気体状で浮遊する可能性があるときは、防じん機能付き防毒マスク (有機ガス用吸収缶) を使用する。	防毒マスクの規格、JIS T 8152
		電動ファン付き呼吸用保護具	JIS T 8157
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等 (ニトリルゴム製、クロロプレンゴム製、EVOH (エチレン-ビニルアルコール共重合体) 製、ブチルゴム製、天然ゴム製、ポリビニルアルコール製) ※経皮吸収による健康障害を防止するため、保護衣、保護手袋等を確実に使用すること。	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
眼・顔面の保護	ゴグル形の保護めがね	JIS T 8147	

使用すべき保護具一覧 (つづき)

物質名	保護具の種類	奨励されるもの	規格
多層カーボンナノチューブ (がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)	全般	平成21年3月31日付け基発第0331013号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」の別紙の3(1)及び(2)を踏まえ、必要に応じて3(4)工(ア)～(エ)を参考にすると適切に対応すること。	
ノルマルーブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	呼吸用保護具	送気マスク ----- 有機ガス用防毒マスク	JIS T 8153 防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面(化学物質飛来防護用)を併用してもよい。	JIS T 8147
パラ-ニトロアニソール	呼吸用保護具	送気マスク ----- 防じん機能付き防毒マスク ろ過材の等級:L3,S3,L2,S2 吸収缶:有機ガス用	JIS T 8153 防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面(化学物質飛来防護用)を併用してもよい。	JIS T 8147
1-ブロモ-3-クロロプロパン	呼吸用保護具	送気マスク ----- 有機ガス用防毒マスク	JIS T 8153 防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面(化学物質飛来防護用)を併用してもよい。	JIS T 8147
1-ブロモブタン	呼吸用保護具	送気マスク ----- 有機ガス用防毒マスク	JIS T 8153 防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	ゴーグル形の保護めがね	JIS T 8147
メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	呼吸用保護具	送気マスク ----- 有機ガス用防毒マスク ※ミストが同時に発生する可能性がある場合、液体の試験粒子を用いた粒子捕集効率試験に合格した有機ガス用吸収缶(L1, L2, L3)を選定	JIS T 8153 防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等(EVOH(エチレン-ビニルアルコール共重合体)製、ポリビニルアルコール製)	JIS T 8116
	眼・顔面の保護	ゴーグル形の保護めがね ※蒸気からの保護が必要な場合、適切な除毒能力を有する全面形面体の呼吸用保護具を推奨	JIS T 8147

※1 参照規格について

呼吸用保護具 防毒マスクの規格(平成2年労働省告示第68号)

JIS T 8152(防毒マスク)、JIS T 8153(送気マスク)

JIS T 8154(有機ガス用電動ファン付き呼吸用保護具)

保護衣等 JIS T 8115(化学防護服)、JIS T 8116(化学防護手袋)

JIS T 8117(化学防護長靴)

保護眼鏡 JIS T 8147(保護めがね)

※2 保護衣等について

耐透過性、耐浸透性、反発性については、それぞれJIS T 8115に定める試験の結果から得られた等級を踏まえ、等級ごとに示されている透過時間等を考慮した対応(例:使用時間を記録し、透過時間を経過する前に保護服を交換する。)が望ましい。また、気密形保護服、密閉型保護服の使用に当たっては、暑熱環境等物理的要因を考慮し、適切な対応を取ることが必要である。

※3 保護眼鏡については、一度破損又は汚染したものは使用しないことが望ましい。

作業環境測定の方法・管理濃度等

物質名	作業環境測定の方法		管理濃度等（※）
	試料採取方法	分析方法	
アクリル酸メチル	球状活性炭捕集	GC/MS	2 ppm (日本産業衛生学会・ACGIH)
アクロレイン	(検討中)		
2-アミノ-4-クロロフェノール	ろ過捕集方法	HPLC	-
アントラセン	フィルター及び捕集管を組み合わせた相補型のろ過捕集方法	HPLC又はGC	-
エチルベンゼン	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	20ppm
2,3-エポキシ-1-プロパノール	固体捕集方法	HPLC又はGC	2ppm
塩化アリル	固体捕集方法	GC	1ppm
オルト-フェニレンジアミン及びその塩	ろ過捕集方法	HPLC	0.1mg/m ³ (オルト-フェニレンジアミンとして)
キノリン及びその塩	固体捕集方法	GC	-
1-クロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	GC	<構造類似物質の管理濃度> パラ-ニトロクロロベンゼン 0.6mg/m ³
クロロホルム	液体捕集方法	吸光光度分析方法	3 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	
酢酸ビニル	固体捕集方法	GC	10 ppm
四塩化炭素	液体捕集方法	吸光光度分析方法	5 ppm
	固体捕集方法	GC	
1,4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	10 ppm
1,2-ジクロロエタン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	10 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	
1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	HPLC	-
2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	固体捕集方法	GC	<構造類似物質の管理濃度> パラ-ニトロクロロベンゼン 0.6 mg/m ³
1,2-ジクロロプロパン	固体捕集方法	GC	1 ppm
ジクロロメタン	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	50 ppm
N,N-ジメチルアセトアミド	固体捕集方法	GC	10 ppm
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	固体捕集方法	GC	0.1 mg/m ³
N,N-ジメチルホルムアミド	固体捕集方法	GC	10 ppm

：新たに追加した物質・措置

(次ページにつづく)

※作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の別表に掲げる管理濃度又は「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」に基づき作業環境測定の結果を評価するために使用する評価指標

作業環境測定の方法・管理濃度等（つづき）

物質名	作業環境測定の方法		管理濃度等（※1）
	試料採取方法	分析方法	
スチレン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	20 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	
4-ターシャリーブチルカテコール	フィルター及び捕集管を組み合わせた相補型のろ過捕集方法	HPLC	<構造類似物質の許容濃度> カテコール 5 ppm (ACGIH)
多層カーボンナノチューブ (がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)	ろ過捕集方法	炭素分析法	-
		HPLC	-
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	1ppm
	固体捕集方法	GC	
テトラクロロエチレン	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	25 ppm
1, 1, 1-トリクロロエタン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	200 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	
トリクロロエチレン	液体捕集方法、	吸光光度分析方法	10 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	
ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	固体捕集方法	GC	3 ppm
パラ-ジクロロベンゼン	固体捕集方法	GC	10 ppm
パラ-ニトロアニソール	固体捕集方法	GC	<構造類似物質の許容濃度> パラ-アニシジン 0.5mg/m ³ (日本産業衛生学会、ACGIH) ジニトロトルエン (混合物) 0.2mg/m ³ (ACGIH)
パラ-ニトロクロロベンゼン	液体捕集方法	吸光光度分析方法 又はGC	0.6mg/m ³
	固体捕集方法	GC	
ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン-水和物	固体捕集方法	HPLC	0.13mg/m ³ (ヒドラジンとして)
ビフェニル	固体捕集方法	GC	0.2ppm
2-ブテナール	固体捕集方法	HPLC	0.2ppm
1-ブロモ-3-クロロプロパン	固体捕集方法	GC	<構造類似物質の管理濃度> 1, 2-ジクロロエタン 10 ppm
1-ブロモブタン	固体捕集方法	GC/MS	-
メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	球状活性炭捕集	GC/MS	0.01 ppm
メチルイソブチルケトン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	20 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	

3 労働衛生教育

対象物質等を製造・取り扱う業務に従事している労働者に対しては速やかに、また、この業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について教育を行ってください。

- 1 対象物質の性状と有害性
- 2 対象物質等を使用する業務
- 3 対象物質による健康障害と予防方法、応急措置
- 4 局所排気装置などの対象物質へのばく露を低減するための設備とそれらの保守、点検の方法
- 5 作業環境の状態の把握
- 6 保護具の種類、性能、使用方法、保守管理
- 7 関係法令

また、労働衛生教育の時間は4.5時間以上としてください。

4 労働者の把握

対象物質等を製造・取り扱う業務に常時従事する労働者について、1ヶ月を超えない期間ごとに次の事項を記録してください。

- 1 労働者の氏名
- 2 従事した業務の概要と業務に従事した期間
- 3 対象物質によって著しく汚染される事態が起きたときは、その概要と講じた応急措置の概要

また、これらの記録は記録した日から**30年間保存**するよう努めてください。

5 ラベル表示・SDS交付

労働安全衛生法（第57条、第57条の2、第101条第4項）、労働安全衛生規則（第24条の14、第24条の15）、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」の規定に基づき、次の措置を講じてください。

- 1 対象物質等を譲渡、提供する場合
 - ✓ ラベル表示（容器や包装への名称、危険有害性などの表示）
 - ✓ 安全データシート（SDS）の交付（名称・危険有害性などの通知）
- 2 対象物質等の名称・危険有害性などを通知された場合
 - ✓ 通知された事項の労働者への周知
- 3 対象物質等を労働者※に取り扱わせる場合
 - ✓ 容器や包装へのラベル表示、SDSの作成
 - ✓ SDSの記載事項の労働者への周知

※対象物質等を製造・輸入する事業者の労働者を含む。

ラベル表示・SDS交付のルール

化学物質の危険有害性に関する情報伝達の手段の調和を図るため、2003年7月に国連で採択されたGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に対応して、日本国内では、**JIS Z 7253**（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS））にラベル・SDSの記載項目等が規定されています。

ラベル記載項目
①名称
②注意喚起語
③人体に及ぼす作用
④安定性及び反応性
⑤貯蔵又は取扱い上の注意
⑥標章（絵表示）
⑦表示をする者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号
⑧成分（※）

※表示義務事項ではないが、表示することが望ましい。

SDS記載項目
①名称
②成分及びその含有量
③物理的及び化学的性質
④人体に及ぼす作用
⑤貯蔵又は取扱い上の注意
⑥流出その他の事故が発生した場合に講ずべき応急の措置
⑦通知を行う者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号
⑧危険性又は有害性の要約
⑨安定性及び反応性
⑩適用される法令
⑪その他参考となる事項

【参考資料】

安衛法におけるラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>



ラベル表示・SDS交付の義務対象物質については、リスクアセスメントの実施が義務付けられています。（労働安全衛生法第57条の3）



厚生労働省では、ラベル・SDSの記載内容の理解や、これを活用したリスクアセスメントの方法にお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えするため、「**化学物質管理に関する相談窓口**」を設けるとともに、リスクアセスメントに係る訪問支援を実施しています。

→ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>



物質ごとの適用範囲

有機溶剤中毒予防規則（有機則）、特定化学物質障害予防規則（特化則）による規制の対象にもなっている物質について、指針と各規則の関係は以下のとおりです。

○N, N-ジメチルホルムアミド及び1, 1, 1-トリクロルエタン

単一成分の含有量	単一成分の含有量とこれら2物質以外の有機溶剤（有機則第1条第1号に定めるものをいう。以下同じ）の含有量	有機溶剤業務 （※有機則第1条第6号イ～ヲ）	有機溶剤業務以外の業務
1%超	5%超	有機則対象	指針対象
	5%以下		
1%以下	5%超	有機則対象	—
	5%以下	—	—

○パラ-ニトロクロルベンゼン

含有量	製造・取扱い業務
5%超	特化則対象
5%超	指針対象
1%以下	—

○ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト

含有量	成形、加工 または包装の業務	成形、加工 または包装の業務 以外の業務
1%超え	特化則対象	指針対象
1%以下	—	—

○クロロホルムほか9物質※1、エチルベンゼンおよび1,2-ジクロロプロパン（特別有機溶剤）

単一成分の含有量	特別有機溶剤または有機溶剤の含有量の合計	特別有機溶剤業務 （※2）	特別有機溶剤業務 以外の業務
1%超	5%超	特化則対象	指針対象
	5%以下		
1%以下	5%超	一部有機則対象	—
	5%以下	—	—

※1 クロロホルムほか9物質とは、クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンを指します。

※2 特別有機溶剤業務とは、「クロロホルムほか9物質」「クロロホルムほか9物質の含有物」を用いて屋内作業場等において行う有機溶剤業務、エチルベンゼン塗装業務および1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務をいいます。（→特化則第2条の2第1号）

【お問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へ】

所在地の案内・連絡先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

◆指針・関係通達、パンフレット等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07948.html

